

印鑑登録申請をされた方へ（今後の手続きについて）

本日の印鑑登録申請は、『仮登録』となります。

後日、登録者本人様宛に「印鑑登録申請照会書（回答書）」が郵送されます。

「印鑑登録申請照会書（回答書）」内の回答書欄に住所・氏名を記入して押印し、**30 日以内**

（期限日が閉庁日の場合は翌日開庁日まで）に水戸市役所市民課、赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所のいずれかの窓口へ提出して下さい。期限が過ぎますと自動的に抹消されますのでご注意ください。

※ 年 月 日までに窓口へお越しください。

回答書提出に必要なもの

1. 登録者本人が持参するとき

- ① 「印鑑登録申請照会書（回答書）」 住所・氏名を記入・押印
- ② 登録者の本人確認ができる書類（ ）

2. 代理人が持参する時

- ① 「印鑑登録申請照会書（回答書）」 住所・氏名を記入・押印及び代理人選任届欄を記入
- ② 登録者の本人確認ができる書類（ ）
代理人の本人確認ができる書類（ ）

※いずれの方の場合においても、回答書等に訂正が生じる場合がありますので、ご来庁時には登録者の登録印鑑もご持参する事をお勧めします。

回答書提出の際に本人確認させていただく書類

本人確認の書類は、登録申請時にご提示いただいたものを再度ご持参下さい。

代理人が「印鑑登録申請照会書（回答書）」を持参されるときは、登録申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です。

【1点提示でよいもの】

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、障害者手帳、在留カード など（官公庁発行の免許証・許可証・身分証で写真付で有効期限内であること。職印や改ざん防止の措置がされているもの）

【2点提示が必要なもの】

各種保険証、年金手帳、年金証書、受給者証、預金通帳（カード）、写真付学生証・社員証、法人が作成した写真付の身分証 など